

年6月22日付「鳥取通信：蔚陵島の近状」)

またこれより少し前の事例になるが、外務省の『日本外交文書』の中に「本邦人ノ鬱陵島密航伐木ニ関スル照会ニ対シ回答ノ件」(第32巻、p.284-291)という外交記録が記載されている。これはウルルン島の島監(蔚島郡設置以前の在地の行政官)が、同島に潜入して樹木を盗伐し積出した日本人3名を告発したことから外交問題となった事案で、関連する国内外の文書が収められている。その文書の一つに日本人たちの無法ぶりが次のように告発されているのである。

「左記三名ノ本邦人(米子の吉尾万太郎、松江の田中多造、大分県の神田健吉——引用者)八年年同嶋ニ赴キ刀劍銃砲ヲ携ヘ嶋内ヲ横行シ人民ヲ脅迫シ婦女子ヲ追廻^(奪)リ物品ヲ盜奪スル等不法ノ行為ヲ為シ為メニ島民非常ニ迷惑ヲ感スルヲ以テ之レカ制止ヲ求ム」(これは鳥取県の境警察署長が鬱陵島島監から聴取した告発の一部。1898〔明治31〕年9月16日付、鳥取県知事より内務・外務両大臣宛て報告書：『日本外交文書』第32巻、p.288)

この韓国側の告発に関する鳥取県知事から外相宛ての報告書(1898年10月18日付)には〈告発された吉尾万太郎は島監報告を事実無根の捏造と申し立てているが、鬱陵島の木材を隠岐国に隠匿している事実が発覚したので松江地方裁判所西郷支部で取り調べることにになった〉旨が記されている。しかしその3ヵ月後に島根県知事から外相へ送られた報告書(1899年1月28日付)では〈西郷支部の検事が現地で木材を発見、領置して予審に付したが吉尾万太郎らに関しては「証^{しょうひょう} 濫^{らん} 不充分ナリトテ免訴ノ決定」となった〉と報告されている。その結果、両知事からの報告を受け取った青木外相は、韓国公使に対して「同人等ハ曾テ該島へ渡航シタルコトアリシモ乱暴ノ挙動ヲ為シ或ハ樹木ヲ伐採シタル等ノコトハ全ク事実無根ト被^な認^め候」という趣旨の公式回答を送ったのである(同年2月13日付)。すなわち日本政府は、日本人がウルルン島へ違法に渡航しそこで種々の犯罪に関わっている事実を知りながら、韓国側の被害や損失を顧みることなく、日本側に領事裁判権があることを利用して自国民の犯罪行為を不問に付したのである。

この他に漁業分野でも、ウルルン島近海の日本漁船の多くが日韓両国間の通漁規則に違反して免許鑑札を持たず、税金を納めずに違法操業していたと考えられている。すなわち、韓国沿岸3カイリ以内の水域に出漁する日本漁船に対しては予め船名を登録し所定の税金を前納して操業の免許鑑札を得るよう定められていたが(注：1889〔明治22〕年の日朝両国通漁規則。→6-1)、これがあまり守られていなかったと推測されるのである。

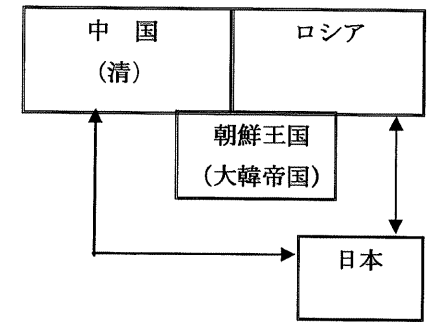
たとえば同規則制定の翌年(1890年)に釜山総領事館が受付けた日本漁船の登録数は、山口県の209隻を始めとして、長崎県131隻、広島県118隻など全16県、718隻となっているが、ウルルン島に最も多かったといわれる島根県の登録漁船はわずか4隻であった(羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻、p.94、95)。また10年後の1900(明治33)年1年間に韓海通漁組合連合会(府県別通漁組合の全国組織)が取扱った免許状の出願数は全国で1893隻。府県別では広島626隻、山口243隻、愛媛181隻、長崎135隻等であったが、島根県は18隻に過ぎなかった(同上書、p.125~126)。実数はこの数倍はあったとされるが、島根県の登録船数を見るだけでも、これが出漁漁船の実数とかけ離れていたことは明らかであろう。

第7章 日韓関係の歴史の中に位置付けて考える

竹島=独島の領有権問題は、島根県知事によって日本領土への編入が公示された1905年の前後に生じたのではなく、それからおよそ半世紀後日本がアジア・太平洋戦争に敗れ植民地「朝鮮」を喪失(植民地側からいえば「独立回復」)したことを契機にして、日韓両国間の外交問題となったものである。日本による竹島=独島の領土編入がなぜ公示前後の時点で外交問題にならなかったのか(視点を変えれば、できなかつたのか)——この章では日本による編入公示がなされた当時の日韓関係の歴史を検討することを通して、竹島=独島問題が半世紀間“先送り”にされた歴史的背景を考えていきたい。

7-1 20世紀初めの日朝関係

朝鮮/韓国を取り囲むかたちで隣接する日本を含む3国を思い浮かべればすぐに気づくことだが、中国もロシアもともに、明治時代の日本が行った大きな戦争の相手国である。おおまかにいえば、日本はこれら2大国がもっていた朝鮮に対する影響力を日清・日露の両戦争を通して排除しそのことによって、最終的に韓国の植民地化を実現したのである。



日清戦争(1894~1895)から日露戦争(1904~1905)までの10年間、日本は国内で産業革命が進行して資本主義が発達し始め、東アジア地域に市場を求めて本格的な経済進出を開始する。西日本沿岸の漁民たちが、朝鮮半島沿岸水域に盛んに進出し始めたのもこの時期からであった。後の結果から見れば、そこで中心をなしていた日本国家の進路方針は、日本がどこの国からも干渉されずに韓国(1897年に「大韓帝国」となる)を支配できるようにすること、さらにその韓国を拠点として中国市場へ本格的に「進出」することであったといえる。日本はそのために、まず日清戦争によって朝鮮から中国の影響力を排除し、次いでロシア勢力の排除を目的に「日英同盟」と米国の支援を受けて日露戦争を始めたのである。



日本とロシアが歩行器につかまっている朝鮮の手を取り、自分の方に引っ張ろうとして互いに相手を睨みつけている。絵の下の文には「子供の養育をどちらがやるか?」とある。後ろの物陰からこの様子をじっとうかがっているのが英国である。

〔図9〕日清戦争後の日朝露3国関係の示す風刺画(ビゴー画集『極東における古き英国』1895年刊より)

7-2 日露戦争と「日韓議定書」の強要

日露戦争は、1904（明治37）年2月8日夜、日本の連合艦隊が旅順港外のロシア艦隊を奇襲攻撃することで戦端が開かれた（日本の宣戦布告は2月10日）。

ヨーロッパの軍事大国であるロシアに対し軍力（軍備の量と質）で劣っていた日本は、極東のロシア軍に対し緒戦で大打撃を与えて優位に立ち、ロシアの援軍がヨーロッパから送られて来る前に英米に依頼して講和に持ち込むという、短期の局地戦で戦争を終結させる戦略を構想していた。日本軍が、国際的信義の面で問題のあった宣戦布告前の奇襲攻撃という“不名誉な”作戦をあえて採用したのもそうした考えの一環であった（日本政府は2月6日にロシアに国交断絶を通告しているの、それが宣戦布告と同じ効果を持つと弁明した。なお当時の国際法には、宣戦布告について明確な規定はなかったとされる）。

一方韓国政府は、日露戦争に巻き込まれるのを避けるため1903年8月に局外中立の意思を示し、さらに開戦目前の1904年1月23日に改めて“厳正中立”を声明して駐韓日本公使・林権助に韓国の局外中立を承認するよう申し入れた。しかし日本政府（桂太郎内閣）はその前年末の時点で、日露戦争にあたっては清国（中国）に対しては中立を維持させるのを得策（*）とするが、韓国についてはいかなる場合にも中立化を認めず「実力ヲ以テ之ヲ我権勢ノ下ニ置カサルヘカラ」ずとの方針を閣議決定していたので（1903年12月30日：「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」）、韓国政府からの要請を拒否した。日本の作戦計画では、日露両軍の主戦場と想定していた中国東北地方（いわゆる「満洲」）へは韓国経由で兵力を送り込むことにしていたので、戦闘（作戦行動）はもとより軍隊の通過や港湾の使用までも禁止されてしまう韓国の局外中立を認めるわけにはいかなかったのである。

（*）日本は、日露戦争の戦後処理については清国の関与を排除したところで「満洲問題」を扱いたく考えていた。そのためには日露戦争に清国が参戦して当事国になる事態を避ける必要があり、清国には局外中立を維持するよう強く働きかけていた（清国は、2月12日に中立を宣言）。

日韓議定書の調印と韓国民衆の抵抗

日本陸軍は、2月8日の開戦と同時に韓国の首都・漢城（ソウル）の外港にあたる仁川から臨時派遣隊（第十二師団〔小倉〕の先遣隊。兵員数約2200）を上陸させた。相手国政府の承認なしにこうした武装した軍隊を上陸させることはいうまでもなく国際法上の明白な侵略行為であったが、日本の派遣部隊はそのまま上陸を完了し、翌日には漢城に進軍して既に駐留していた日本軍駐衛部隊と合流したのである。派遣部隊のうち約460人は漢城在留の日本人居留民の家に分宿し、その他の兵士は日本軍駐衛部隊の兵営に入った。当時の漢城（ソウル）には「小村 - ウェーバー協定」（韓国駐兵に関する日露間の協定：1896年締結）に基づいて日本の駐衛部隊（歩兵2個中隊と電信隊）が駐留していたが、このたびの臨時派遣隊はそれを補強することにより韓国政府や漢城に駐在する諸外国の外交

団に軍事的な威圧を加え、一部で噂されていた“漢城の中立地化構想”を阻止しようとしたものであった。そして韓国駐在ロシア公使とロシアの警備兵が漢城を退去した2月12日には第十二師団主力部隊に対して命令が下され、日本軍は16日以降続々と仁川から上陸して首都・漢城に進駐し、韓国南半分を瞬く間に占領下に置いたのである（師団長・井上光中将の漢城入りは2月19日）。

日本軍は、予め練り上げてあった作戦計画に基づいて韓国内のロシア勢力を駆逐すると韓国全土に占領体制を布き、韓国政府に「日韓議定書」の調印を強要して局外中立を宣言していた韓国をむりやり日本の陣営に引きずり込んだのである（2月23日）【注1】。

「日韓議定書」は、次のような内容のものである（条文は全6条から成る）。

- ①韓国政府は、日本政府を「確信」（＝信頼）して「施設ノ改善（＝政治の改革）ニ関シ其忠告ヲ容ルルコト」（第1条）
- ②日本政府は、韓国皇室の安全と韓国の独立、領土保全を確実に保証する（第2、3条）
- ③第三国の侵入や内乱で韓国が危険になったときは、日本政府は迅速に必要な措置をとる。韓国政府は、日本が韓国内で自由に行動し戦略上必要な場所をいつでも収用することを認める（第4条）
- ④韓国政府は、日本政府の承認を経ずに第三国と協約を結ばない（第5条）
- ⑤本協約に関連する「未悉の細条」は日本と韓国外相との間で臨時協定する（第6条）
『日本外交年表並主要文書：1840~1945』p.223,224。丸カッコの注記、ルビは引用者

【解説】この日韓議定書によって韓国政府は、日本による内政干渉（「施設ノ改善」の「忠告」）の受け入れを義務づけられ、また日本軍が韓国内で自由に行動し思うままに土地を使用することを承認させられた。さらに⑤はこの協定に規定されていないこと（「未悉の細条」）でも、日本が必要とするならいつでも新しく追加できることを意味しており、韓国の主権を大きく損なうおそれのある条項であった。

日本は当初この議定書を密約にして公表しないつもりでいたが、途中から交渉内容が漏れて公然の秘密と化したので、むしろ公表する方が都合と判断して調印から日を置かず日本の官報に掲載した（2月27日）。一方韓国政府はその内容から国民への公表をためらっていたが、日本に要求されて10日後に韓国の官報に掲載した（3月8日）。

なお交渉に当たっていた日本の林権助駐韓公使は、日韓議定書の調印を実現するために親日派の李址鎔外部大臣（外務大臣）に現金を渡すなどして買収工作を進め、その一方で締結に強く反対していた親露派の李容翊度支部大臣（財務大臣のこと。彼は宮廷財政の長官である内蔵院卿も兼任していた）に対しては懐柔することを諦め、日本遊覧の名目で無理やり出国させてその間に大臣職を罷免させるという強硬手段をとった【注2】。

一方、韓国の民衆は当初「日韓議定書」について十分には知らされていなかったが、同議定書を楯にとった日本軍による軍用地や鉄道用地を名目とする強制収用が拡大し、また

鉄道建設工事や日本軍の移動に伴う物資輸送のための人夫募集や荷馬の徴発などが激しくなるにつれて日本に対する不満や怒りが強まり、日韓議定書に調印した李址鎔外相の自宅に爆弾が投げ込まれたほか、各地で日本軍の電信線の切断や鉄道建設への妨害がほとんど日常的に発生するようになった。また1904年9月には、鉄道建設の人夫募集をめぐる大規模な暴動事件が京畿道始興郡と黄海道谷山郡で起きた(始興民擾、谷山民擾)【注3】。

軍律の公布・執行

韓国駐劄軍(1904年3月10日に編成された韓国駐留の日本軍。司令官:原口兼濟少将、9月7日より長谷川好道大将)は、上述したような日本軍への韓国民衆の妨害・抵抗に対して軍律【注4】を布告し、日本の軍用電線や鉄道に害を加えた者およびその加害者を匿った者は死刑に処すこと、村内に架設した軍用電線・軍用鉄道の保護を全村民の責任とし、それらに被害が出ても犯人を逮捕できなかった場合には村長を答罰や拘留に処すことなどを定めて厳しく取り締まった(1904年7月2日付「韓駐参第259号」)。

なお軍律の施行区域は、当初は軍用電線と軍用鉄道の「線路上」に限るとされたが、その1週間後には韓国駐劄軍の管轄区域全体(当時はまだ徳原—平議の線以南)に拡大され、軍律の適用対象も軍用営造物への放火や破壊、武器・弾薬など軍需品の窃盗や毀損にまで広げられた(同年7月9日付「韓駐参第269号」)。その後同年11月には韓国駐劄軍の管轄区域が鴨緑江以北にまで及ぶようになったので、それに応じて軍律の施行区域も韓国全土に拡大された。

さらに日本軍(韓国駐劄軍)は、1905年1月、軍事行動上の利益を保護し作戦軍の背後の公安秩序を維持するためと称して、韓国の首都・漢城とその周辺の治安警察権を日本軍が執行する旨を韓国政府に通告し、内容を大幅に増加させた新軍律を制定して一般人民に告示した(1905年1月6日付「韓駐参第15号」)。

その新軍律の中には、日本軍に不利な掲示をした者、日本軍の徴発・宿泊を拒否または妨害する者、集会・結社または新聞雑誌、広告などの手段で公安秩序を乱した者等々を処罰の対象とする条項が設けられ、韓国国民の生活全般に日本軍の権限を広く及ぼす実力行使に踏み込んでいったのである。

以上のような韓国内における日本軍の警察権の行使は、日露戦争が終結してからも1年以上にわたって継続され、1906年11月に至ってようやく「実行停止ノ状態」となった(日露戦争の講和条約であるポーツマス条約は1905年9月に調印)。

『朝鮮駐劄軍歴史』によれば、1904年7月の軍律の布告からから1906年10月までの間に日本の軍律によって「処分」された人数は、死35人、監禁及び拘留46人、追放2人、答罰100人、過料74人、合計257人であったという(同書、p.210)。

7-3 第一次日韓協約と「顧問政治」

「対韓施設綱領」と第一次日韓協約

日韓議定書から3ヵ月後、日本政府は「韓国ニ対シ政事上及軍事上ニ於テ保護ノ実権ヲ収メ経済上ニ於テ益々我利権ノ発展ヲ図ルヘシ」という対韓方針に関する閣議決定を行った。日本政府はその方針の細目で、日露戦争終結後も韓国の軍事占領を継続すること、韓国の外政(外交)と財政を日本の監督下に置くこと、韓国の交通・通信機関を掌握すること、農林漁業、鉱業分野の拓殖(経済開発)を図ることなど、韓国政府に強要する政策大綱を決定したのである(1904年5月31日:「対韓施設綱領決定ノ件」)。

この施設綱領は、韓国における日本の利権を最大限に拡大しようと企図したもので、韓国を植民地化するための基本計画というべきものであった。そして8月には、この綱領に沿った「第一次日韓協約」の調印が韓国政府に強要されていたのである(1904年8月22日調印)。「第一次日韓協約」の内容は、次の3項目からなっていた。

- ①韓国政府は、日本政府の推薦する日本人1名を財務顧問として韓国政府に雇用し、財政に関する事項はすべてその顧問の意見を聞いて施行すること。
- ②韓国政府は、日本政府の推薦する外国人1名を外交顧問として外部(外務省)に雇用し、外交に関する要務はすべてその顧問の意見を聞いて施行すること。
- ③韓国政府は、外国との条約締結その他重要な外交案件の処理については予め日本政府と協議すること。

(注:この協約は「第〇条・・・」というような条文の形式をとっていない)

1904年10月、この協約に基づいて日本の大蔵省主税局長だった目賀田種太郎【注5】が財務顧問(雇用契約書では「財政顧問」として、また同年12月には長年日本の外務省に雇われていた米国人スティーヴンスが外交顧問として推薦され、韓国政府と雇用契約を結んだのである。さらに翌年2月には、協約にはなかった軍事、警務、学務、宮内府の4顧問も、やはり日本政府の「推薦」により韓国政府に押し付けられていった。

以上合せて6人の顧問とその顧問を補佐する名目で韓国政府に雇用された多数の日本人官吏によって、韓国政府は国内の統治権(内政権)を侵害されただけでなく主権国家として最重要な国際法上の権利能力である外交権を侵害され、独立国としての実質の半ばを失う(=奪われる)という事態に陥ったのである【注6】(この政治体制を日韓関係史では「顧問政治」と呼んでいる)。

また1905年4月1日には「韓国通信機関委託に関する日韓取極書」が締結され、1895年の郵便事業再開以降発展しつつあった韓国の通信事業を丸ごと日本が接收することになった(7月1日から韓国内で「大日本帝国郵便切手」の使用を開始、7月2日韓国側から「事業引継」を受け接收を完了した)【注7】。独立国にとって国内の情報通信手段がすべて外国政府の手に握られることの重大性は改めて指摘するまでもないであろう。

外交顧問スティーヴンスと韓国の外交権

ここでは、竹島＝独島問題を法的側面から検討する際の要点となる「顧問政治」期体制下の韓国の外交権についてやや立ち入って検討しておきたい。それというのも、この「顧問政治」の時期に日本政府による「竹島編入」の閣議決定と島根県知事による公示がなされており、前章でふれた竹島＝独島の日本領土編入をめぐる諸問題の法的な正当性を歴史的側面から検討する際の基礎知識になると考えるからである。

韓国政府の外交顧問に推薦されたスティーヴンス (Durham W. Stevens: 1852~1908) は駐日米国公使館の書記官として日本で勤務し、その後帰国して1882年11月から駐米日本公使館に雇われていた米国人で、1884年1月に再来日して井上馨外務卿 (後の外務大臣に当たる) の秘書官に任命された。彼は井上外務卿が取り仕切った東京での条約改正会議 (1886年5月~1887年7月。いわゆる「不平等条約」の解決を目指した) に日本側委員として参加したが、翌年条約改正会議が中断されると帰国し、それ以降は駐米日本公使館の名譽参事官の資格で米国における日本の外交活動を支援していた。

このスティーヴンスが韓国政府と交わした雇用 (当時は「傭聘」という用語が使われた) 契約書には、およそ次のような内容が記されていた (1904年12月27日付。署名者はスティーヴンス本人と韓国の外部大臣・李夏榮および度支部大臣・閔泳綺の3名。以下は、契約書の和訳文に基づく要約。全8条)。

- ① スティーヴンスは「韓国外交ニ関スル一切ノ往復文書及其他ノ書類ヲ故障ナク閲覧スルコト」ができる。韓国政府と他国政府の間のすべての外交案件は「必ス予メ『スティーヴンス』ノ同意ヲ経テ」処理されるべきものとする。スティーヴンスは外交に関する案件について議政府會議に参列し、また外部大臣を通して外交案件に関する意見を議政府會議に提出することができる (第3条)。
- ② スティーヴンスは、韓国皇帝に謁見し外交に関して直接意見を上奏できる (第4条)
- ③ スティーヴンスの俸給は、月額金貨800円とする (第5条)
- ④ 「本契約ハ無期限トシ」、解約が必要になったときは駐在日米公使の同意を経て終了することができる。また日本政府が「自己ノ便宜ニ基キ」契約終了を求めたときには「韓国政府ハ之ヲ応諾スヘキモノ」とする。それに対してスティーヴンスは何ら異議を唱えないことを約束する (第7条)。
- ⑤ この契約は在京城 (漢城) 日本帝国代表者の同意がなければ変更できない (第8条)
(「」引用部分は『日本外交文書』第37巻1冊、p.380,381による)

【解説】上の契約内容を見れば、外交顧問スティーヴンスが、韓国政府の外交権に「同意を与えない」という形でいつでも介入・干渉できたことは明らかであろう (①)。また②の皇帝に謁見する資格の付与は、日本史における徳川将軍や明治天皇への謁見と同様極めつけの特権であり、こうした場合のそれが強い政治性を帯びたものであったことはいうまでもないであろう。さらに、雇用主であり飛び抜けて高い俸給を支払う韓国政府には顧問を解雇する権限がなく、日本政府がすべてを

コントロールできるという契約内容となっていたことも注意すべきであろう (④)。

なお④後段に見える、日本政府が「自己ノ便宜ニ基キ」契約を終了できるという規定は、スティーヴンスが「万一同氏渡韓後ノ行動ニシテ我利益ニ反スル事有之候場合」を考え、その制裁手段として付け加えられたものである (9月15日付、林公使から小村外相宛て機密文書)。

*参考までに記すと、日本の総理大臣の給与は、1886年内閣制度発足時は年俸9,600円 (月額800円)、1910年には年俸12,000円 (月額1,000円) であった (週刊朝日編『値段の明治・大正・昭和風俗史』1981年刊より)。なお、スティーヴンスと前後して韓国政府顧問になった目賀田種太郎の月俸も同額である。

さてスティーヴンスは1904年10月に来日し、約40日間滞在して日本政府との打合せを行なった後12月12日に東京を発って韓国へ向かったが、その間に小村寿太郎外相から大要次のような「内訓」を与えられていた (1904年11月7日付)。

「拝啓・・・(中略)・・・帝国政府ハ二十余年間引続キ帝国ノ為メニ尽シタル貴下ノ才能ト忠実トニ対シ十分ノ信用ヲ置キ、貴下ヲ外交顧問トシテ韓国政府ニ推薦シ・・・(中略)・・・韓国政府トモ内議相纏メ候。就テハ新ニ此要職ニ御就任ノ上ハ、大体ニ於テ左ノ如ク心得執務セラレンコトヲ希望致候」
① 日韓両国の外交を同一歩調で進めるため「貴下ノ取扱ハルヘキ外交上重要ノ案件ハ総テ在韓帝国公使ヘ協議ノ上、其同意ヲ得テ処置セラレタキコト」。
② 日本政府の対韓方針はときどき在韓帝国公使を通じて内示するので、それに背馳しないよう注意してもらいたい。
③ 「韓国外交上、重要ノ関係アル事項ハ、迅速ニ且ツ腹藏ナク帝国公使ニ通報セラルヘク」また日本政府に何か報告や意見があれば在韓公使を経由するか、もしくは直接外務省に提出してもらいたい。
「・・・帝国政府ハ、貴下カ必ス右ノ条々ヲ誠実ニ遵行セラルヘキコトヲ期待スルモノニ有之候間、左様御承知相成度此段得貴意候。敬具」
(引用部分は『日本外交文書』第37巻1冊、p.376による。引用の際句読点を補った)

【解説】この外務大臣の内訓からもわかるように、スティーヴンスの役割は、韓国政府の外交を日本政府の方針に従わせ、何事も駐韓日本公使の同意を得て進めるようにさせることであり (①、②)、韓国外交を内側から監視し、問題があればすぐに日本政府に通報することであった (③)。

スティーヴンスに対する内密の身分保障

なお上掲の2文書を理解する際に注意すべきは、スティーヴンスの身分が財政顧問となつた目賀田種太郎と法的にはまったく違っていたにもかかわらず、両者が同じように扱われている点である。

すなわち、目賀田の場合は日本の大蔵省の主税局長、つまり日本の高級官僚 (国家公務員) という身分のまま韓国政府の顧問となつたいわば「出向」の形であるが、スティーヴ

ンスの方は、日本の公務員ではなく日本政府との雇用契約を数年ごとに更新しながら継続的に外務省に雇われていた外国人の一人にすぎなかった。このスティーヴンスと日本政府との雇用契約は、当然ながら彼の韓国外部顧問への就任前に打ち切られており、その時点で日本政府との関係は法的には解消されていたのである。

しかし次に引用する機密文書に明かされているとおり、日本政府との契約打ち切りは建前上のことにすぎず、スティーヴンスは契約の有無に関係なく日本の外務大臣から「帝国政府雇」としての内密の身分保障を引き続き与えられ、高額な俸給を支払って雇用する韓国政府のためではなく、実際には日本の駐韓公使や外務大臣の監督・指示を受けて日本政府のために活動することになっていたのである。

「スチーブンス氏儀ハ、今回ノ備聘ニ拘ラズ依然帝国政府雇トシテ其資格ヲ保有スベキ儀ニ有之候、尤モ是ハ閣下(＝林公使)限りノ御含トシテ厳ニ秘密ニ伏セラレ候様致度此段申添候也」(1904年11月11日付、小村外相から林駐韓公使宛て機密電信：『日本外交文書』第37巻1冊、p.375。丸カッコの注記は引用者)

また日本政府が外交顧問を日本人ではなく外国人としたことについては、既述した「対韓施設綱領」に「寧ろ外国人ヲ以テ之レニ充テ帝国公使監督ノ下ニ其職務ヲ執ラシメンニハ内外ニ対シ円滑ニ我目的ヲ達シ易カルヘシ」と書かれている(『日本外交文書』第37巻1冊所収、p.352~353)。すなわち外国人の推薦は日本の目的を円滑に達成するための国際社会に対する“隠れ襲”だったのである。また特に米国人を推薦したのは、日本政府が日露戦争の講和に際して米政府の斡旋を期待していたので、その歓心を買うためだったといわれている。

以上の検討から明らかなように、韓国の外部(外務省)に顧問として雇われた米国人のスティーヴンスは、韓国の外交を内側から監視し日本政府の意図するように韓国外交を仕向けるために送り込まれた人物であった。その意味で彼は、韓国外部の顧問というより日本政府・外務省の代理人という方が実態に近かったといえるであろう。

したがってこの問題をめぐる論争の中でかつてなされた次のような議論は、顧問政治の実態を考究しないままなされた不正確なものといわなければならない。

「日本政府の推せんした外国人はアメリカ人であり、日本が韓国の外交権に干渉したという事実はない。・・・(中略)・・・竹島の領土編入の時において、もし真に韓国が竹島に対して歴史的乃至は行政的に正当な権原を有したものであるならば、日本政府に対して抗議するを妨げなかったのであることを指摘しておきたい」(田村清三郎『島根県竹島の新研究』、p.156)

*その後のスティーヴンスについて簡単に触れておく。彼は「乙巳保護条約」(1905年11月調印)によって韓国外部が廃止されると韓国議政府顧問・統監府事務兼掌となり、引続き韓国政府内に身を置いて日本に協力した。1908年3月、米国内の排日運動に対処するため日本外務省の要請で帰国中だったスティーヴンスは、彼の日本擁護発言に憤激した在米韓国人にサンフランシスコで銃撃され死亡した。

7-4 第二次日韓協約(乙巳保護条約)の強要

「韓国保護権確立の件」を閣議決定

日露戦争は、1905(明治38)年3月の奉天会戦に日本軍が辛勝して山場を越えたが、戦争の負担はとうに日本の国力の限界を超えており、戦争継続はいよいよ困難になっていた。そこで日本政府は講和の時機を模索する一方、日露戦争後を見据えて開戦初期に閣議決定していた「対韓施設綱領」(1904年5月31日)からさらに踏み込み、韓国の対外関係を完全に日本の手中に収めて韓国を日本の「保護」下に置くという方針を正式に閣議決定した(1905年4月8日、「韓国保護権確立の件」)。

ここでいう「韓国保護権」の確立とは、韓国が独立した主権国家として国際法上持っている行為能力のうちの外交権を韓国政府から奪い、韓国政府が外国政府と交渉したり条約を締結したりすること禁じ、韓国の対外関係をすべて日本が取り仕切るという意味である。それによって日本は、韓国に他国の勢力が入り込むのを妨げて韓国を日本の政治経済的影響下に組み込み、日本国家の発展のために存分に利用することが可能となる。端的に言うならそれは“合法性を装った植民地化の実現”ということである。

さらにこれを日露戦争後の歴史に位置付けて見ると、日本はここで「保護」下に置いた韓国を最終的には完全な植民地に変え(1910年「韓国併合」。植民地名は「朝鮮」)、その後「朝鮮」を重要な足がかりとして中国大陸への帝国主義的侵略を拡大していくことになるのである(*)。すなわち1905年の「韓国保護権」の確立とは、近代日本国家(日本帝国)によるアジア進出＝侵略の歴史において重要な画期をなす出来事だったといえる。

(*) 重要事項を列挙しておく：1931年「満洲事変」、1932年「満洲国」成立、1937年「日中戦争」本格化、1941年「アジア・太平洋戦争」への拡大＝「泥沼化」、そして1945年日本の敗戦。

米英露3国との事前の外交取引

「韓国保護権」の確立とは、あからさまに言えば、韓国の独立国としての外交権を日本が奪うことであつたから、当然ながら韓国政府・国民の激しい抵抗と韓国と外交関係を結んでいる諸国からの日本への非難・干渉とが予想された。そこで日本政府は、日露戦争終結後も韓国全土の占領を継続して韓国内の抵抗を武力で押さえ込む体制を維持しながら、他方欧米の主要3国(米・英・露)とは個別の外交取引を行って「韓国保護権」の確立について事前承認を取り付け、日本に対する国際的非難が沸き起こるのを予め封じ込める布石とした。以下においてはまず、日本と上記の3大国との外交取引(事前承認)について概観しておきたい。

①桂・タフト協定(1905年7月27日)

これは、米国のタフト陸軍長官が米国の植民地・フィリピン【注8】の視察に向かう

途中で日本に立寄り、桂太郎首相と機密会談を行って取り交わした覚書（英文では Agreement となっている）のことである。

機密会談の最初にタフト長官が、日露戦争での日本の勝利はフィリピン諸島への日本の侵略の前触れになるという米国の親露派の懸念を批判して（日本の唯一の関心は、フィリピンが米国のような強力かつ友好的な国によって統治されることであろう）との見解を表明した。桂首相はそれを力強く肯定し（日本はフィリピンに対していかなる侵略的意図も持っていない）と表明して、フィリピンに対する米国の統治権を認めた。

次に桂首相が、^{コリアン・クエスション}韓国問題について（韓国はわれわれがロシアと戦った直接的な原因であるから ^{ペニンシュラ・クエスション}半島問題を完全に解決することが日本にとって絶対的に重要な事柄である。もし韓国が（日露）戦争後そのまま放置されれば、不用意に他国との協定や条約を締結するという習癖に戻ってしまい、戦前と同様の国際的紛糾を再現しかねない。韓国が過去の状態に戻りわれわれが別の戦争に突入せざるを得なくなる可能性を排除するため、日本は断固たる措置をとる必要があると感じている）と述べると、タフト長官は個人的見解であると断ったうえで（*）（韓国が日本の同意なしに外国と条約を結ばないことを要するという程度の（その範囲での）日本の韓国に対する宗主権（a suzerainty over Korea）の設定は、現在の（日露）戦争の論理的帰結であり、東洋の恒久平和に直接的に貢献するものである）と応じ、日本の対韓方針への支持を表明した。

（*）この後タフト陸軍長官からの報告に接したセオドア・ローズヴェルト米大統領は、タフト長官の「個人的見解」を追認し、そのことを桂首相にも伝えるようフィリピンのマニラにいたタフト長官に指示したという（『小村外交史』下巻、p.260）。

なおポーツマス条約（→③参照）締結後の9月9日、高平小五郎駐米公使を伴ってセオドア・ローズヴェルト米大統領を訪問した小村寿太郎（外相で講和条約の首席全権）は、もし韓国の諸外国に対する関係を現在のままにしておくと、また日露開戦前と同様にロシアの「陰謀的動作」がなされる恐れがある、それを根絶するため日本は韓国の外交関係を引き受けるしかないと考えており、そのとおりに断行するつもりであると述べて大統領の見解を質した。それに対して大統領も賛成し、日本の処置について異議はないと言質を与えた（桂臨時兼任外相から林駐韓公使への電信：『日本外交文書』第38巻（1）、p.520~521）

②第二回日英同盟協約（1905年8月12日調印、同年9月27日公表）

日英同盟協約（1902年締結）の更改協約で、ロンドンにおいて交渉、調印された。日本側は林董駐英公使、イギリス側はランスダウン外務大臣が署名した。この第二回協約では、同盟の対象地域（範囲）をそれまでの東アジア（中国・韓国）からインドにまで拡大し、またその地域で日英のいずれか一方が他国から攻撃を受けたり領土権や特殊権益を防護するため交戦状態になったりした場合には、日英が協同して戦うことを規定しており（いわゆる攻守同盟）、最初の協約（1902年）より内容が拡張されていた。

そしてこの新協約では、日英両国がそれぞれの海外権益と見なしていた韓国と英領イ

ンドの支配権を相互に承認し合う内容を含んでいた。以下にその条文を引用しておく。

「第三条 日本国ハ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛国ハ日本カ該利益ヲ擁護増進セムカ為正当且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓国ニ於テ執ルノ権利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列国ノ商工業ニ対スル機会均等主義ニ反セサルコトヲ要ス」

「第四条 大不列顛国ハ印度国境ノ安全ニ繫ル一切ノ事項ニ関シ特殊権益ヲ有スルヲ以テ日本国ハ前記国境ノ付近ニ於テ大不列顛国カ其ノ印度領地ヲ擁護セムカ為必要ト認ムル措置ヲ執ルノ権利ヲ承認ス」

この協約は、日露講和条約調印を待って9月27日の官報に掲載・公表された。

韓国の朴齊純外相は、日英間の新協約について日本から通告を受けた際（この条約は第三者である韓国の関知するところではない）と返答したが、他方駐韓英国公使に対しては（韓英両国間に積年の友誼があるにもかかわらず、韓国の地位に関する今度の日英協約の規定は「従前ノ約旨ニ違反スル不当ノ条約」である）と公文で抗議したという。来訪した英国公使からその話を聞かされ意見を尋ねられた萩原守一駐韓代理公使は（今のところこれに対して何の措置もとらず「イグノリア」（無視）するつもりである）と答え、英国公使も本国政府に報告して多分同様の態度をとるであろうと述べたという（1905年10月17日付、萩原代理公使から桂臨時兼任外相宛て電信：『日本外交文書』第38巻（1）、p.524）

③ポーツマス条約（1905年9月5日調印、同年10月16日公表）

これは日露戦争の講和条約で、米国のセオドア・ローズヴェルト大統領の斡旋により米国東部のポーツマスで開かれた会議で締結された（1905年8月10日に第1回会議）。この会議の日本側全権は小村寿太郎（外相）と高平小五郎（駐米公使）、ロシア側全権はウイッテ（前蔵相）とローゼン（駐米大使）であった。

この講和条約の第2条においてロシア政府は、先行した②の第二回日英同盟協約とほぼ同じ表現を使って次のように日本による韓国の「保護国」化を承認していた。

「第二条 露西亜帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス（後略）」

*以上①~③の各文書の引用は、いずれも外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（p.239~245）に拠った。ただし①については同書に日本側の記録が記載されておらず、また収載されている英文（「米
国国務省・雑件書類、1905年7月、パートⅢ」）にも和訳が添えられていないため、本稿で引用した要約の文章と訳語は引用者によるものである。なお①の英文では桂太郎首相のことを「桂伯爵」（Count Katsura）と記している。

特派大使・伊藤博文の派遣と高宗皇帝

以上のように米英露3大国の事前承認を取りつけた日本政府(桂太郎内閣)は、次いで韓国政府に強要する「保護条約」案を閣議決定し(1905年10月27日:「韓国保護権確立実行に関する閣議決定・別紙」)、それを「韓国皇帝御慰問」の名目で韓国に派遣する特派大使の伊藤博文に携行させ条約調印に向けた最後の詰めを行なわせることにしたのである。また「保護条約」締結の全権に任じられた林権助駐韓公使は、伊藤博文が出発する前に韓国から一時帰国し、伊藤と日韓交渉の進め方について綿密な事前の打合わせを行った。

特派大使に任ぜられた伊藤博文は、1905年11月8日に下関から軍艦・須磨で釜山へ渡り、釜山からは特別列車で北上して9日夕刻漢城(ソウル)に到着した。そして翌10日高宗皇帝に謁見して明治天皇の親書を奉呈し、数日以内に内謁見の機会を得て今回の使命について談じたい旨を申し入れたのである。

この時伊藤大使が申し入れた内謁見は11月15日午後実現したが、高宗皇帝と伊藤博文との間では、以下のように不信任感を露わにした厳しいやり取りが交わされたのである。

高宗皇帝は「これまで近臣や宗族にも口外したことのない事柄であってもこの際忌憚なく打ち明けたい」と前置きして、日清戦争後日本人によって王妃(閔氏。明成皇后)が殺害されたこと(1895年:王妃殺害事件【注9】)を婉曲な言い方ながら取上げ、さらに日本の財政顧問によって進められた「財政整理」によって韓国の金融経済が「平準ヲ失シ円満ヲ欠キ」そのために国民が塗炭の苦しみに陥ったことや国家の「血脈」とも言うべき通信機関(郵便・電信)が日本に強制的に統合されてしまったこと、日本軍の軍律によって国民が「砲殺ノ不幸」を見ていること、最近では外交関係を日本が引き受けるとの風説が伝わり日本に対する悪感情を惹き起していること等々を具体的に取上げて日本を非難した。

これを聞いた伊藤は、特派使節として訪問国の国家元首に対面しているとは思えない居丈高な調子で「種々陛下御不満ノ御情実ニ関スル御沙汰ノ趣キハ委細承知致セリ。乍去、陛下ニ試ニ問ハン。韓国ハ如何ニシテ今日ニ生存スルコトヲ得タルヤ、將又、韓国ノ独立ハ何人ノ賜モノナルヤノ一事是レナリ。陛下ハ之ヲ御承知アツテ、而シテ猶ホ御不満ノ言ヲ洩サセ玉フ次第ナルヤ」と返した。

これに対して高宗皇帝はさらに議論を続けようと話し始めたが、伊藤はそれを遮って持参した保護条約案の件に移り、長々と前置きを述べた上で「即チ貴国ニ於ケル対外関係、所謂外交ヲ貴国政府ノ委任ヲ受ケ、我政府自ラ代ツテ之ヲ行フ」ことを提議し、皇帝に直ちに受け入れるよう求めた。それに対して高宗皇帝が、オーストリア=ハンガリー二重帝国の例などを挙げながら、実質はともかく独立国としての「形式」は存続させてほしいと婉曲に拒否すると、伊藤は「この保護条約案は日本政府が考え抜いた「最早、寸毫モ変通ノ余地ナキ確定案」である」としてそのまま受け入れるよう強く求めた。

それでも皇帝が「事重大ニ属ス。朕、今、自ラ之ヲ裁決スルコトヲ得ス。朕カ政府臣僚ニ諮詢シ、又、一般人民ノ意向ヲモ察スルノ要アリ」と受け入れ拒否の意向を重ねて滲ま

せるとませると、伊藤は「貴国は憲法政治の国ではなく、君主専制の国で万事皇帝陛下の御親裁で決するはずである。しかるに「人民意向云々トアルモ、定メテ是レ人民ヲ煽動シ、日本ノ提案ニ反抗ヲ試ミントノ御思召ト推セラル。是レ容易ナラサル責任ヲ陛下自ラ執ラセラルルニ至ランコトヲ恐ル」・・・と恫喝して揺さぶりをかけた。

こうして伊藤博文は、高宗皇帝から「日本の保護条約案について交渉妥協の途を勉めるよう外部大臣に命じる」との言質を引き出しすことに成功したのである(ここでの記述は「伊藤特派大使内謁見始末」:『日本外交文書』第38巻1冊、p.499~503に拠った)。

漢城市内の日本軍

大詰めの日韓交渉は、11月17日午前11時から、漢城(ソウル)の日本公使館に韓国の閣僚たちを招く形で行なわれた。その後韓国の閣僚たちが皇帝の判断を仰ぐため王宮に参内し、午後4時頃から韓国の御前会議が開かれた。

その御前会議で韓圭高参政大臣(首相に相当)は、内閣の総意として条約案の拒絶を2度まで奏上したが高宗皇帝はその結論を容認せず、さらに日本との交渉を継続するよう命じたという。そのため韓国政府は、まったく策に窮し立ち往生してしまったのである。

この日(11月17日)の漢城では、完全武装した日本軍部隊が市内の要所に配置されて韓国政府・国民を威圧し、市の城門には日本軍の大砲が据えつけられているという異様な雰囲気包まれていた。この日出動していた日本軍のある小隊長(京城守備隊歩兵第59連隊第9中隊の陸軍歩兵中尉)は、愛知県の両親に宛てた私信で次のように書いている。

「当朝鮮京城へ伊藤博文侯来□あり 目下頗る重要な談判中にて愈々朝鮮を我がものにす土儀ぎわの処にて朝鮮王宮にても多少の議論有之 太外交界も面白く御座候 それが為め我々ハ日々京城市内を示威運動即ちをどしの運動にねりあるき 大いに尽力致居候 勿論朝鮮ハ日本のものに候へどもここ一寸むつかしく伊藤侯も大ニ手腕を振ふ処ニ候 一寸した家のゆづりわたしでも多少ごてごてするに まして朝鮮国の利益保護其実ハ頂戴する事なれハすこしのごてごてハ当然の事と存候 小生なども及はずながら国家の為朝鮮国を日本のものにする御手つだひ致居甚だ愉快ニ存候・・・(以下略)」(〔1905年〕11月17日付封書、同18日京城日本局消印:水原明窗『朝鮮近代郵便史』、p.354掲載の手紙の写真より引用。訳読とルビは引用者)

【解説】この率直・赤裸々な書き振りからは、日本軍の士官(指揮官)が自分たちの軍事行動の意味をよく理解・認識していたことやその任務に何の疑問も持たずむしろ得意がっていたこと、さらにその背後にあった日本軍将兵の、すなわち日本国民一般の朝鮮観などが看取れる。

このような日本軍による露骨な脅迫の下に置かれた韓国皇帝や閣僚の内面を想像すると、彼らはかつて王宮内での王妃殺害さえ実行してきた日本に対する恐怖心とこの交渉に国家の存亡がかかっているという責任感の板挟みになり苦悶していたのではないだろうか。

7-5 第二次日韓協約の調印強要の現場

さて先の御前会議の後、韓参政大臣は林権助駐韓公使に対して皇帝が交渉継続を命じた経緯を説明し、韓国政府内をまとめるための時間的猶予を求めた。それを聞いた林公使は、このまま調印交渉が長引けば日本側に不利な状況になりかねないと判断して調印強行を決意し、事前に打ち合わせてあった伊藤博文に連絡をとった。

連絡を受けた伊藤は、同日（11月17日）午後8時頃、長谷川好道韓国駐劄軍司令官や佐藤松太郎韓国駐劄憲兵隊京城分隊長らの日本軍幹部を従えて王宮に向かい、皇帝に謁見を申し入れた。このときの謁見は皇帝の病気を理由に許されなかったが、高宗皇帝から〈政府大臣らと商議・妥協を遂げよ〉との勅答を得ることができた。伊藤博文はこの勅答を根拠にして韓国政府の関係たちを集めた王宮の一室に乗り込み、その場で条約締結協議の再開を求めたのである。

その夜は王宮の内外を日本軍が取り囲み、条約協議の部屋からも日本軍の号令や軍靴の音が間近に聞えるという異様な雰囲気にもかかわらず林公使と韓国閣僚への圧力として存分に利用しながら、条約協議の場を取り仕切ったのであった。

ただし最初にも指摘したように、日本政府が条約交渉の権限を授けたのは伊藤博文特派大使に対してではなく林権助駐韓公使に対してであった。政府間交渉の常識からすれば、交渉権限を派遣国の政府から授けられていない者が協議の場に同席すること自体本来考えにくいことだが、伊藤博文はそうした権限を持たないにもかかわらず林公使と韓国閣僚たちとの条約交渉の場に公然と同席し、あまっさえその場の主導権をとって条約案に対する韓国閣僚の個別の賛否を問い質していったのである。

そんな状況下でも首相の韓参政大臣と閔泳綺度支部大臣（財務大臣）の2人は条約案への反対を表明したが、他の閣僚たちは明確な意見表明をためらっていた。日本側の記録（伊藤大使の復命書等）によれば、残りの大臣たちは曖昧な発言を重ね、伊藤大使が言葉尻をとらえて追及すると迎合して同意するか反論できずに沈黙してしまい、結局伊藤大使によって調印に同意したものと“断定”されていったのである。

朴齊純外相の発言の真意をめぐって

ただし外交を直接担当していた朴齊純外部大臣（外務大臣）の発言には（通訳が間に入っているためでもあろうが）以下で見ると日本側の記録の間に微妙なニュアンスの違いがあり、外相の真意がどこにあったのかについて簡単には論じられないように思う。

①伊藤大使の復命書より（1905年12月8日付：『日本外交文書』第38巻1冊、p.504~505）

「朴外相：・・・本協約案ニ対シテハ断然不同意ナルヲ以テ、之レヲ外交談判トシテ本大臣其衝ニ当リ、妥協ヲ遂クルコトハ敢テセサル所ナルモ、若シ命令トナラハ詮方ナキ次第ナリ

大 使：其所謂命令トハ如何ナル意味ナルヤ。陛下ノ御命令トアラハ之レニ服従

シ調印スヘシトノ御意見ト解釈シテ宜シキヤ

此時、朴外相ハ國ヲラス命令云々トノ文字ニ言質ヲ取ラレタルコトヲ悔ユルモノノ如ク、一ニ弁疏スル所アリタルモ、終ニ前言ノ取消シ難キヲ知り沈黙セリ

大 使：然ラハ貴大臣ハ絶対的ニ本協約案ニ反対ト見做スヲ得ス。陛下ノ御命令下ラハ調印セラルルモノト見テ差支ナシト信スノ朴外相：沈黙ス」

②林公使の調印事情報告より（同上年11月18日付：『日本外交文書』第38巻1冊、p.535）

「・・・伊藤大使ハ、即チ韓参政ト共ニ政府大臣ニ対シ各別ニ賛否ノ決答ヲ求メラレタルニ、外部大臣ハ自分一己トシテハ不賛成ナルモ勅命アラハ調印スヘシト答へ、韓参政及度支部大臣閔泳綺ノ二人カ絶対ニ不賛成ヲ唱ヘタル外、・・・」

③朝鮮総督府『朝鮮ノ保護ト併合』より（1917年2月印刷：同書、p.25）

「韓参政先答ヘテ日ク、説明ヲ盡タスシテ絶対ニ是レ不可ノミト。次ニ朴外部大臣答ヘテ日ク、是レ命令トナラハ敢テ是非スヘキニアラサルモ、交渉談判トナラハ可否ノ論ナカルヘカラス、加之不肖外交ノ任ニ在リテ外交権ノ他ニ移ラムトスルニ当リ、豈ニ敢テ之ヲ可ト日フヲ得ムヤト。大使日ク、既ニ協商妥弁ノ勅命アル以上ハ、外部大臣ハ是非ノ議論ヲ為サストノ趣旨ト認メ宜シキヤ。外部大臣黙ス。大使日ク、可ト認ム。次ニ度支部大臣閔泳綺答ヘテ日ク、絶対ニ否ナリト。・・・」（以上、①～③ともルビ、句読点を補った）

朴外相の意見部分を比較すると、①と③とでは、外相個人としては不同意である・・・という趣旨の発言と、皇帝の命令が出るなら仕方ないという発言との位置が、前後入れ替わっている。そのため外相の意見は、①と③では正反対であるような印象を受ける。どちらが真意に近いのか、判断は難しいと思う。一方②は、簡潔に問答をまとめ結論だけ伝えている感じである。

いずれにしても、この保護条約締結に明確に賛成意見を述べたのは、李完用学部大臣（文部大臣）唯一人であった。李完用はもともと親露派の大臣であったが、この保護条約以降は親日派の代表格として日本側に重用されるようになった。そして日本による「統監政治」の下で内閣総理大臣になると（1907年5月）日本による「韓国併合」を韓国側で積極的に推進する政治家として振舞った。「韓国併合」条約（1910年8月22日調印）には、韓国の総理大臣として署名している。

伊藤博文の恫喝と調印の強行

かくして伊藤博文が取り仕切る韓国閣僚たちとの条約締結協議は17日の深夜に及んだが、伊藤は各大臣中に絶対的の不同意は2人だけであると断じて会議を締めくくり、多数決により可決したものと認められると宣言した。それから韓参政大臣に向かって調印に必要な形式を整えて皇帝の裁可を乞うように要求し「実際情況右ノ如クナルニ拘ハラズ、閣下ハ本案ヲ拒否シ、終ニ日本ト絶交セントノ意志ヲ表示セラルルヤ、予ハ我天皇陛下ノ使

命ヲ奉シテ此任ニ膺ル。諸君ニ愚弄セラレテ黙スルモノニアラス」と恫喝した。

この伊藤博文の発言に対して韓参政大臣は「日本を排斥し絶交するなど思いもよらないことである。本大臣は日本の力によらなければ韓国の独立・保全の道がないことを熱心に主張している」と述べた上で、しかし「この協約はどうしても受け入れられない・・・」と言って^{ていきょう}涕泣し、席を立てて別室に退出した。

そこで伊藤は首相不在のまま調印を前提にした条約案の修正協議を始めさせ、自らも筆をとって案文を修正しつつ韓国側に手続きを急がせた。条約文が出来上がり、日韓双方で調印文書の清書が行われ文書に捺す官印が届くのを待つ間に、伊藤大使は別室の参政大臣の様子を見に行つたという（ただし、この辺りの事実には不明な部分が多い）。その後酒菓がふるまわれ、伊藤は林公使を調印のために居残らせてひと足先に帰っていった。

この「第二次日韓協約」（「乙巳保護条約」と通称）は、最終的に韓国の朴斉純外相と日本の林権助公使の2人が署名して形式が整えられた【注 10】。調印の日付は11月17日だが、実際には18日午前1時頃であったという（ここまでの記述は、主に伊藤特派大使の復命書の「日韓協約調印始末」：『日本外交文書』第38巻1冊、p.503~507に拠った）。

調印についての韓国側の記録

乙巳保護条約調印の現場の様子を伝える他の文献では、駐韓公使だった林権助の晩年の回顧談『わが七十年を語る』【注 11】がある。一方韓国側の記録としては、調印の1ヵ月後に李完用・朴斉純・李址鎔・^{クオンジョンヒョン}権重顕・^{イグンテフ}李根沢ら韓国政府の5閣僚から高宗皇帝に提出された「五大臣上疏文」が知られている（『高宗実録』巻46、乙巳光武9年12月16日条に収載）。漢文で書かれたこの長大な上疏文（＝上申書）は、康成銀の要約を借りれば①時局についての観点、②協約締結の経過について、③「五賊」と糾弾されることへの不満と弁明についての3つの部分から構成されている（参照：康成銀『一九〇五年韓国保護条約と植民地支配責任』、p.101~109）。また別の記録で、当時毎日新聞・京城支局の記者だった植崎観一の『満洲・支那・朝鮮』（1934年刊）に「当夜の事を韓国側で詳記したもの」として漢文直訳調で綴られた長文の手記が、情報源を伏せて掲載されている（同著、p.319~326。手記の原筆者について植崎は、後年の著書では李完用であろう書いている）。

その他の韓国側の記録に「ハーグ密使事件」（1907年。→注 16 参照）の際日本を告発するために密使たちが予め印刷して持ち込み、オランダのハーグの万国平和会議に集まった各国代表に配布した『控告詞』（原文はフランス語）がある。この告発文の草稿を書いたのは密使の一人で「保護条約」調印当時議政府参贊だった^{イキソンル}李相高であるが、その『控告詞』の中では、調印強要の場面を次のように描写している。

「・・・その直後、伊藤侯と長谷川將軍が到着しました。大臣全員が協約案に断固反対であると知り、2人は大臣らに閣議の再開を強要しようしました。総理大臣の^{ヘンギョ}韓圭高は『このような協約案を受諾するよりは死を選ぶ』と述べ、受諾を拒否しました。

伊藤侯は、宮内府大臣・李載克を皇帝のもとに遣わし、謁見を要請させました・・・（中略）・・・陛下は『彼と自分が会うことは無益だ。この問題は大臣たちと決定すべきだ』といました。伊藤侯はこれを、閣議を再開するようという命令であるといい、審議室に戻りました。そして参事院書記に条約文を再び書き写すよう命じました。

総理大臣・韓圭高、法部大臣・李夏榮、度支部大臣・閔泳綺、外部大臣・朴斉純は改めて反対票を投じましたが、朴斉純は『条約案の表現を多少変更すれば受諾する』と、投票用紙の下に付け加えました。内部大臣・李址鎔、軍部大臣・李根沢は、1895年10月8日夜の駐韓日本公使三浦による王妃虐殺の悲惨な場面を思い起こし、その時のような虐殺行為が繰り返されるのを恐れ、それぞれ同僚の大臣に受諾を懇請しました。

伊藤侯は閣議を止めることを決め、大臣たちに条約案に賛成して職印を押すよう促しました。そして、官吏と憲兵隊に外部大臣の職印を奪い取りに行かせました。総理大臣韓圭高は彼の懇請に動じることなく、一貫して受諾を拒否し、閣議室を退出しようしました。伊藤侯は彼の手を取り、要求をのませようと再び試みましたが、彼は強く抵抗し、席を立ちました。その時、兵士と憲兵隊が、彼を憲兵に包囲されている別室に連れて行きました。伊藤侯はその部屋を訪ね、威嚇と懐柔を交互に繰り返し、同意を引き出そうと努めましたが、なんらの効果もありませんでした。彼は決して同意しないと、『むしろ死んだ方がましだ』と答えました。伊藤侯は激怒し、『あなたの同意と職印がなくてもこの条約は締結させる』といました。伊藤侯は閣議室に戻り、職印を取りあげ条約に捺印しました（金庚姫「ハーグ『密使』と『国際紛争平和的処理条約』」：『明治大学：文学研究論集』12号所収、p.223の日本語訳による）。

条約協議の場で実際にはどんなやり取りがなされていたのか、日韓双方の記録には食い違いが多々見られその場の真実を知ることは難しいといわざるをえない。おそらくその理由は、この条約を押し付けた日本政府側も調印拒否を貫徹できなかった韓国側閣僚の側も共に、自分たちの行為に後ろめたさを感じていた（自覚していた）ためではないだろうか。

日本政府への調印の報告

ところで乙巳保護条約の調印完了の第一報は18日午前2時35分発信の電報によって政府に伝えられ（同日午前8時28分東京着信）、次いで同日夜に、政府が訓令した条約案を交渉現場の判断で修正して調印したことについて、林権助公使から政府への事後報告がなされた。林公使はその電文の中で、条約案を現場の判断だけで修正した理由を次のように釈明していた（1905年11月18日午後7時10分京城発、19日午前8時40分東京着）。

「韓国ノ外交ヲ我手ニ獲得スル条約原案ニ対シ韓廷ノ修正提議ヲ容レタル個所及理由ハ左ノ如シ・・・（以下、修正について4か条の個別の説明あり。引用は省略）・・・要スルニ先方ハ例ノ体面論ト且各大臣皆多少ノ修正加除ヲ貫徹シテ陛下ニ対スル自己ノ

立場ヲ僅カニテモ良好ニセントノ希望ヲ有スルノミニテ右修正ハ結局大体ニ重大關係ナキヲ認メテ之ヲ容レタリ」(「日韓協約案文中修正箇所ニ関シ報告ノ件」:『日本外交文書』第38巻1冊、p.536~537)

この林公使の報告には、日本の立場の強さを自覚し優越意識から韓国關係を見下している外交官のおごりのようなものが感じられるが、しかしそれとは別に、外交交渉の手續きから考えて見過ごすことのできない問題が含まれているといわざるを得ない。

なぜなら国家間の交渉は、政府からの訓令(指示・命令)に基づいて行われるものであり、事前の訓令に含まれていなかった条約案の文言の修正を交渉途中に行う場合には、そのことを本国政府に連絡して新たな訓令を求め(「請訓」)、本国政府から回答の訓令(「回訓」)を得て変更するのが原則だからである。政府の任命した交渉担当者(このときは林権助公使)が、条約案の文言を交渉現場だけの判断で修正して調印するなど通常ならあり得ないことである。歴史研究の上からは、伊藤博文の日本政府内におけるずば抜けた権威の高さがあったから可能であったと説明されると思うが、彼らの独断専行は外交交渉における訓令違反(または軽視)として譴責を受けてしかるべき事例であったといえるであろう。

ところが日本政府は、伊藤大使らの違反行為を何ら問題としなかつただけでなく、報告を受けとったその日のうちに、林公使に対して「韓国保護協約ノ締結ニ関シ政府ハ貴官ノ多大ナル御尽力ヲ深謝ス」と政府からの謝意を伝え、さらに伊藤大使に対しても「閣下ノ多大ナル御尽力ニ依リ速ニ協約ノ締結ヲ見ルニ至リタルハ同慶ニ堪ヘス」との謝意を林公使から伝えるように言伝てたのである(11月19日午後1時東京発の電信)。またその翌日には、明治天皇から林公使に対して「朕帝国ト韓国トノ關係ヲ一層鞏固ナラシムルノ緊要ナルヲ念ヒ政府ニ命シテ其ノ方法ヲ尽セシムルヤ卿ハ政府ノ訓令ヲ体シテ銳意韓国政府ト折衝ノ事ニ当リ克ク其ノ任務ヲ全セリ朕之ヲ嘉尚ス」と、交渉の労をねぎらう勅語まで下賜したのである(以上『日本外交文書』第38巻1冊、p.537~538所収の文書)。

少しうがった見方をすれば、請訓一回訓という修正手續きを逸脱した林公使らの独断専行を政府がさして問題としなかつたのは、日本にとっては韓国政府が保護条約の調印に応じたという事実の方が、保護条約の内容にもまして重要と理解されていたからであろう。世界の国々が環視する中で伝統ある独立国の韓国を日本が植民地化するためには、韓国側が保護条約調印に応じたという“合法性の外装”を整えることが何より必要かつ重要と考えられ、その他のことは実行の段階でどうにでも出来る(事実その通りになっていくが)、二の次の事柄と考えられたのではないかと思う。

調印後韓国政府では、首相であった韓圭高参政大臣が(挙措が当を失した)として11月17日付で罷免された。後任の参政大臣には全北觀察使の閔泳喆が任命されたが、しばらく後に朴齊純(外部大臣)に交代した。韓圭高はその後に赦されて官職に復帰し、中樞院顧問や宮内府特進官などを歴任した。「韓国併合」後には日本から男爵を授与されたが、それを返上したという。

7-6 乙巳保護条約の内容とその後の手続き

ここまで述べてきた「第二次日韓協約」(以下「乙巳保護条約」)は、次のような内容の条約である(全5条)。

- ①東京の日本外務省が、韓国の外交をすべて「監理指揮」する。今後外国における韓国の国民およびその利益は日本政府が保護する(第1条)
- ②日本国政府は、韓国が他国と結んだ現存する条約を実行する任に当たる。韓国政府は、今後日本の仲介なしに条約や約束を結ばない(第2条)
- ③日本政府の代表として統監「レヂデントゼネラル」を京城(漢城)に駐在させる。統監は「専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ」京城に駐在し、皇帝に内謁する権利をもつ。また日本政府は、韓国の各開港場および日本が必要と認める地に理事官「レヂデント」を置く。理事官は、従来在韓国日本領事に属した職権を執行し必要とすべき一切の事務を掌理する(第3条)
- ④日韓間に現存する条約・約束は、保護条約に抵触しない限りすべてその効力を継続する(第4条)
- ⑤日本国政府は、韓国皇室の安寧と尊厳を維持することを保証する(第5条)
(「」の引用部分は『日本外交年表並主要文書:1840~1945』p.252による。下線は引用者)

【解説】上の条文のうち特に④の規定は、前年の日韓議定書の「施設ノ改善」忠告の項目(第1条)や第一次日韓協約の「顧問政治」がそのまま継続されることを意味しており、これによって保護条約が定める外交権のみならず韓国国内の内政権にまで統監の権限が及ぶこととなり、重大な主権侵害となる内容であった。

③の下線部は調印直前に伊藤のその場の判断で追加されたものであるが、これは韓国側が条文の「統監」という用語に疑念を抱き、統監は韓国内政には関与しないことを条文に明記するよう求めたために追加されたものである。ただし、日本は初めから韓国内政にまで踏み込んで韓国を「保護」化するつもりでいたので「内政に関与しない」といった直接的な表現を使うことは認めず下線部のような表現に収めたのである。しかしこの訂正は①②の規定との関連で保護条約後の韓国の外交を東京(日本外務省)と京城(統監府)のどちらで扱うのかという疑問を諸外国に生じさせた“拙速の加筆”というべきものであった。また⑤は日本の案文にはなかつたものが、韓国側から強く求められて調印の直前にやはり伊藤博文判断で追加したものである。

日本政府は、1905年11月20、21両日に英・米・仏・独4カ国に駐在する公使に訓令し、乙巳保護条約の締結について任国政府に内示(公然の通告前に内密に伝えること)させた。次いで22日には先の4カ国に加えてオーストリア・イタリア・ベルギー・デンマーク・清国に駐在する公使に訓令して、乙巳保護条約の全文(英訳)と韓国が結んだ現存する諸条約を日本政府も尊重する旨の政府宣言とを任国政府に正式に通告させた。

その後、日本の官報(11月23日付)と韓国の官報(12月16日付)にそれぞれ「乙巳保護条約」の全文を掲載して両国民に公表したのである。

外交権の剥奪の諸手続き

韓国に駐在していた各国公使は、乙巳保護条約によって韓国政府が外交権を喪失したことによって韓国から退去させられることになったが、既に日本による韓国の保護国化を事前承認していた米国のルート國務長官は、1月23日に保護条約締結通知の公文を持参した高平小五郎駐米公使に対して（現在はハルバート【注12】らが当地で頻りに（保護条約の）反対運動をしているところなので、日本政府の公文の通知が出たことは時機に適っており、米国政府の態度を警醒する上でも好都合だ）と述べ、さらに将来における在韓米国公使と在韓米代理公使の処遇についても言及したという。そして早速翌日には、米国政府の公式回答として（本日（24日）在韓米公使館の撤退を電報で命じた。今後韓国に関する外交事項は、駐米日本公使館または東京の米国公使館を通じて処理する）と、公文で伝えてきた（いずれも高平駐米公使より桂臨時兼任外務大臣宛の電信：『日本外交文書』38巻（1）所収、p.548~549）。そしてこの米国の撤退表明以降、英国・清国・ドイツなど韓国に公使を駐在させていた諸国の撤退表明が続いたのである（漢城の日本公使館は翌1906年1月31日に撤退）。

以上のように実行された各国の公使館の撤退（駐韓公使の引揚げ）は、韓国と国交を結び相互に公使など外交使節を交換してきた世界の国々が日本の保護権設定を承認することによって韓国の外交権を否認し、日本による「保護国」化が合法性を装った国家主権の侵害に他ならないことを承知しながら、現状をそのまま追認したこと意味していた。

他方、韓国政府が米・仏・独・ロシア・清・日などの各国に駐在させていた公使や代理公使などに対しては、関係書類をことごとく駐在国の日本公使館に引渡し公使館を撤収するよう訓令が出され、それに従って駐在公使や代理公使その他の公使館員たちも順次帰国した（駐日韓国公使・高永喜は12月21日に帰国の途についた）。

ただし駐仏公使だった閔泳瓚は、それより先に高宗皇帝の密命を帯びて米国に赴き、米国のルート國務長官に面会して保護条約無効の働きかけをしてもらうよう依頼したという経緯があったため（12月11日~19日：米国は協力を拒否した）韓国へ帰国するのをためらい、翌1906年3月にパリを発ったものの、結局上海で亡命の途を選んだ。

ところで海野福寿によれば、韓国の公使館など在外外交機関の機能縮小や撤退は日韓議定書を根拠とする日本からの圧力によって、実際には保護条約締結以前から進められていたという。日本は「財政整理」を名目として韓国の在外外交機関に対する送金を帰国旅費以外ほとんど停止させ、いわば「糧道を断つ」やり方で外国駐在の外交官たちが自発的に帰国願を提出するよう仕向けていたというのである。その結果、保護条約調印時に正任公使による外交活動を維持できていたのは駐仏・駐独の2公使館だけだったという（海野『韓国併合史の研究』、p.226~227）。

1906年1月、韓国の外部（外務省）が正式に廃止され（1月19日の韓国の官報で公表）、それまで韓国外部に保管されてきた外国との条約書類等は議政府内に新設された外事務局に移された。韓国政府の外交権はここにおいて名実共に奪われ、喪失したのである。

統監府の開庁

乙巳保護条約締結の1ヶ月後、日本政府は同条約に基づく「統監府及理事庁官制」を制定したが（1905年12月20日。翌21日に官報掲載）、その第6条には「統監ハ帝国官吏其ノ他ノ者ニシテ韓国政府ノ備聘ニ係ルモノヲ監督ス」とあり、統監の監督権限が統監府の職員だけでなく韓国政府が雇用していた目賀田種太郎、丸山重俊などの日本人顧問や彼らが部下として韓国政府に雇用させた多数の日本人官吏たちにまで及ぶと定めていた。また第11条では、統監府に統監を補佐する者として総務長官の他に農商工務総長、警務総長を置くこと定めていた。さらに統監には「韓国守備軍」（韓国に駐留する日本軍）の司令官に兵力の使用を命ずる指揮権限も与えられていたのである（第4条）。

これらの諸規定は、日本が乙巳保護条約に基づいて韓国政府の外交権を「監理指揮」するだけにとどまらず、実際には韓国の財政や産業政策、治安維持といった内政分野にまで踏み込んで統監の指揮・監督下に置くことをあからさまに表明したものであった。歴史年表の上では、韓国の内政権の剥奪は2年後の第三次日韓協約（1907年7月24日調印）においてとされるが、実質的には既に統監府開設の時点で、韓国政府の統治権全般を韓国に駐在する日本の統監（究極的には日本政府）が掌握する体制が作られていたのである。

初代の統監には特派大使だった枢密院議長・伊藤博文が任命され、統監のもとで実務を統括する総務長官（事実上の副統監）には前大阪市長の鶴原定吉、農商工務総長には日本の農商務省商工局長だった木内重四郎、警務総長には内務省警保局警務課長や秋田県知事などを歴任した岡喜七郎がそれぞれ任命された（12月21日）。

なお伊藤統監の韓国着任までの間は、韓国駐軍司令官の長谷川好道が臨時代理を務めた。

1906年1月31日、韓国の首都・京城（漢城の日本側の呼称）の日本公使館および京城・釜山・元山・仁川・鎮南浦・木浦など韓国各地に置かれていた日本領事館が廃され、各領事館の庁舎とその業務は「統監府及理事庁官制」に基づいて新たに設置される各理事庁に引継ぐ手続きがとられた。そして翌2月1日には、統監臨時代理・長谷川好道が主催して景福宮前の旧韓国外部（外務省）庁舎において統監府開庁式が行われたのである（朝鮮総督府『施政二十五年史』）。初代の統監に任じられた伊藤博文は、2月20日に東京を出発し、途中で伊勢神宮に参拝した後2月28日に下関から軍艦・和泉で釜山に渡り、3月2日漢城（京城）に着任した。統監官舎には旧日本公使館が充てられた（『伊藤博文伝』下巻、p.710）。

ここで改めて想起すれば、島根県派遣の視察団が竹島＝独島の現地調査を終えてウルルン島に寄港し、同島に駐在していた鬱島郡守を表敬訪問して（このたび竹島が日本領になったので視察してきた）と告げたとされるのは、1906年3月28日のことである。

既に本稿「補論4」で見たように、竹島＝独島に関する鬱島郡守からの通報はほぼ1ヵ月後に首都・漢城に届き韓国政府首脳を驚ろかせたが、その時には、ここまで本章で見えてきた統監府による実質的な植民地統治が始まっていたのである。

7-7 乙巳保護条約に対する韓国国民の抵抗

皇城新聞と大韓毎日申報による報道

韓国政府は、乙巳保護条約の締結について1ヵ月間公表しなかったが（韓国政府による公布は12月16日）、伊藤特派大使の訪韓以降「日韓交渉」の成り行きは新聞各紙が手探り状態ながらも随時報じており、また漢城市内の日本軍の活発な動きがさまざまな憶測を呼んでもいたので、調印のことはその日のうちに「電気のごとく城内外に伝えられ流説紛々たり」（11月21日付『国民新聞』、京城11月18日午後発の電報）という状況になって知れ渡った。さらに数日後、新聞が条約内容と調印経過を詳しく報道し始めると、韓国内には調印に応じた大臣たちを非難し皇帝に条約破棄を命じるよう訴える運動が盛り上がった。

漢城の日報『皇城新聞』では、11月20日に社主の張志淵（1864~1921）が「是日也放声大哭」（“是の日、声を放つて大いに哭す”）と題する論説を書き、さらに保護条約調印の経緯とその内容を詳しく解説した記事（「五件条約請締願末」）を掲載した。

張志淵の論説では、平素東洋三国の安寧のため奔走していると思われていた伊藤侯が保護条約を提示したことは、韓国のみならず東洋三国の分裂を引き起こすものになると非難し、大臣たちが「拒絶の聖意」に背いて日本の脅迫に屈したことを「売国の賊」と断罪していた。論説の末尾は（我が二千万の、人の奴隷となる同胞よ、生か死か、箕子（箕子朝鮮。建国神話に見える）以来四千年の国民精神は一夜のうちに卒然と滅びてしまうというのか、痛ましいかな、痛ましいかな、同胞よ、同胞よ）という悲痛な叫びで結ばれていた。

当時の韓国の新聞は、発行前に日本軍の事前検閲を受けるよう義務付けられていたが、上述のような記事内容が事前検閲を通らないことは明らかだったので『皇城新聞』のその日の紙面は検閲を受けずにそのまま発行された。そのため社主の張志淵は即日日本の官憲に拘束され、新聞は無期限停刊処分となった（同紙の発行再開は、翌年2月）。

一方漢城の別の日報『大韓毎日申報』も条約の調印について報道したが、こちらは社主が領事裁判権に守られた英国人のベセル（Earnest T. Bethell: 1872~1909）だったため日本としても手出しができず、責任者の拘束や新聞の停刊処分はなかった。

『大韓毎日申報』は『皇城新聞』が停刊になった翌日（11月21日）の論説「皇城義務」と雑報「社長被捉」において『皇城新聞』が報じた保護条約の締結の経緯を要約・紹介して社主の張志淵が逮捕されたことを伝え、その論説「是日也放声大哭」の意義を称えた。同紙はその後も日本批判の論陣を張り、張志淵の取調べの様子や乙巳保護条約締結の顛末などを報道し続けた。また同紙は1週間後に1枚表裏2面の「号外」を出し、上述の『皇城新聞』の記事を漢文（「韓日新条約請締願末」）と英文（表題を仮訳すれば「条約の締結と帝国の消滅／新条約に至る出来事の日録」）に翻訳して掲載した（11月27日）。なお英文の紙面はベセルが発行していた英字紙『The Korea Daily News』の付録の形をとっていた（参照：鄭晋錫『大韓帝国の新聞を巡る日英紛争』李相哲訳、p.136,160）。

皇帝への上疏と相次ぐ抗議の自殺

韓国の首都・漢城（ソウル）では、日本軍・憲兵隊や警察官が厳重に警備する中、乙巳保護条約を認めず条約に同意した閣僚を処断するよう皇帝に訴える人々が王宮前に集まり、地方から上京した人々も加わって大規模な「上疏」（皇帝への直訴）運動を繰り広げた。

たとえば宮内府特進官の趙秉世（1827~1905）は、右議政、左議政等も歴任した元重臣で当時既に地方に隠棲していたが高齢をおして上京し、侍従武官長の閔泳煥（1861~1905）と連携して多数の官吏の同志たちを集めた集団上疏運動の中心となった。趙秉世はまた各国の駐韓公使たちに書簡を送り、乙巳保護条約は日本の脅迫によって結ばれたもので国際法上無効であるから条約を承認しないよう取り計らって欲しいと訴えた。

こうした元重臣や現役の政府高官が主導する官吏たちの集団上疏運動が盛り上がりを見せると、それに同調して漢城市内の商店も一斉に閉店・休業し、保護条約に反対する韓国民衆の意思を示した。このときの不穏な雰囲気包まれた首都の様子を『顧問警察小誌』（警務顧問・丸山重俊が指揮した日本人警察の小史）では次のように描写している。なお引用中の「鐘路」とは、漢城市内を東西に走る中心街路の名前である。

「十七日天明、条約ノ成立ヲ聞クヤ満都ノ人心一時ニ激越シ、大小ノ街巷白衣ノ韓人ヲ以テ充填スルノ状ナリシカ、十八日慶運宮前ニ蟻集シ、条約破棄ノ命ヲ待ツモノ数千人ヲ下ラス、又儒生ノ徒各所ニ嘯集シ、檄文ヲ配布シ或ハ悲壯慷慨ノ演説ヲ爲シ、上ハ元老ヨリ下ハ担軍ニ至ル迄、今次ノ条約ヲ非議セサルハナク、鐘路商人ハ、国亡フ、既ニ家アルナシトテ、戸ヲ鎖シテ業ヲ廢セリ」（上掲書、p.59。句読点は引用者）

日本の林権助公使はこの反日・排日感情の高まりに危機感を募らせ、高宗皇帝に上疏者に解散を命ずるよう求めた上で、中心人物の一人だった趙秉世を日本の憲兵隊に命じて拘束させ、強制的に帰郷させた。

また林公使は、国内各地から集まって来ていた上疏者に対して法によって処罰する旨の勅命（皇帝の命令）も出させたが、これを聞いた閔泳煥侍従武官長は、上疏運動の同志たちと共に平理院（高等裁判所）に出向き「罪を待つ」（皇帝の解散の命令に反抗したので、謹んで処罰されるのを待つ）と称してなおも帰ろうとしなかった。これに対し皇帝が再度解散を命じたためほとんどの上疏者たちは帰宅したが、閔泳煥は自宅に戻らず、国民に宛てた遺書を残し小刀で首を突いて自殺した（11月30日）。その翌日には、先に強制帰郷させられていた趙秉世が、国民と各国公使に宛てた遺書を残して服毒自殺を遂げた（以上は、主として朝鮮総督府『朝鮮ノ保護及併合』第1章、p.34に拠った）。

このような皇帝の側近者とかつての重臣の相次ぐ抗議の自殺（「抗議殉国」）は韓国の人々に大きな衝撃を与えたが、この2人の他にも学部主事・李相哲、前賛政・洪万植、参贊・李相尚などの政府高官や侍衛隊の軍人・全奉学、その他にも憂国の人士が乙巳保護条約破棄を求めて抗議の自殺を決行した。

一方韓国国民の反日感情の矛先は、乙巳保護条約に同意したと噂された閣僚たち（「乙巳五賊」と呼ばれた）にも向けられていった。たとえば親日派の中心人物だった学部大臣・李完用の自宅は、保護条約の調印強制の当日（11月17日）に放火された。また翌年2月には、李根沢軍部大臣（条約調印時も同職）が自宅で就寝中のところを刺客に襲われて重傷を負うという暗殺未遂事件も起きている。

さらに、反日的な事件ではなかったとされているが、伊藤博文の乗車していた列車が投石を受け伊藤本人が負傷するという事件も起きている（1905年11月22日）。これは伊藤特派大使が一日閑を得て「遊獵」（野鳥の狩猟）に出かけた帰りに、乗車していた列車が京釜線・安陽駅を出発して間もなくに投石を受けた事件で、列車の窓ガラスが割れて飛び散ったガラス片で伊藤博文が額に軽い傷を負ったというものである。日本の憲兵隊による取調べでは、犯行は酩酊した4人の朝鮮人の「悪戯」によるもので「時局ニ激シテ」のことではなかったと報告されている（11月23日付、林駐韓公使から桂臨時兼任外相への電信：『日本外交文書』第38巻1冊、p.951~952）。

第二次義兵運動の高まり

この乙巳保護条約は、日清戦争の下関条約（1895年）以来ことあるごとに（韓国の独立を保障する）としてきた日韓両国間の先行諸条約にも違背するもので【注13】、日本の道義的裏切り行為として韓国民衆の強い怒りを呼び起こした。その全国的な反日・抗日感情の広がり、第二次義兵運動（乙巳義兵闘争*）を支える広い裾野となったのである。

（*）第一次義兵運動（乙未義兵闘争）は、1895年の日本による「王妃殺害事件」（→注9）と同年の断髪令とを契機として起されたものである。ついでに補足しておく、この後の第三次義兵運動（丁未義兵闘争）は1907年7月の第三次日韓協約の締結と韓国国軍解散を契機として始まり、日本軍の「南韓大討伐作戦」（1909年9月から約2ヵ月間）によって鎮圧されるまで続いた。

各地に広がった抗日義兵の指導者（義将）には、閔宗植（忠清道）、崔益鉉と林炳瓚（全羅道）、柳麟錫（江原道）など、第一次義兵運動の頃と同じく在地の両班（儒学を修め官職に就いたこともあるような地方の有力者。朝鮮王朝の特権的支配階級）が多かった。

その内、忠清道で義兵を率いた閔宗植（1861~?）は、1906年2月に各地の有志と気脈を通じて義兵運動を起し、5月になると藍浦郡の郡役所を襲撃（5月17日）、つづいて洪州城を攻撃して占領し（同19日）周辺に呼びかけてさらに数百人を集める勢力となった。これに対して日本の憲兵隊と警察隊が鎮圧に向かったが手に余り、統監（当時伊藤統監は帰国中だったので実際には鶴原総務長官であろう）が韓国駐軍（日本軍）に命じて歩兵2個中隊と騎兵1個小隊を派遣し、ようやく鎮圧に成功した（5月31日）。義兵側の死傷は約80人、捕虜約150人、鎮圧側は韓国巡検1人が戦死、歩兵2人が負傷した。捕虜の内約70人は釈放されたが、残りは京城に送られ日本軍の軍律で裁かれた。

一方義将の閔宗植は、その場からは逃れたが11月に捕まり、韓国の平理院（高等裁判

所）で死刑の判決を受けた。しかし伊藤統監の忠告を受け入れた法部大臣（法務大臣）が珍島への流罪に減刑し、さらに特赦を与えて釈放した。日本側（法制上は韓国政府）は、義兵になる庶民と義兵の指導者である両班（支配階層）との分断を図ったのである。

また全羅北道で義兵運動を起した崔益鉉（1833~1906）は、乙巳保護条約締結に抗議して上疏を行なった一人だったが、1906年5月全羅北道の林炳瓚と謀り淳昌郡を拠点にして活動を始めた。6月に警察隊の攻撃を退けたあと南原・全州の鎮衛隊（韓国軍）が派遣されて戦闘となり、崔・林らも含め全員が降伏した（6月12日）。

日本側はこの作戦には関与していなかったが、伊藤統監の要求によって降服した義兵たちは日本側に引き渡され、軍律違反の罪で崔には監禁3年、林に同2年が言い渡された。伊藤統監は、高宗皇帝の信頼も厚かったとされる崔益鉉を韓国内に置くのを許さず、対馬の厳原に移送して監禁刑を執行させた。対馬に送られた崔は、抗議の断食の末に翌年正月異国の地で獄死した（以上の記述は主に前掲の『朝鮮ノ保護及併合』、p.35に拠った）。

ここまで述べてきた在地の両班層を指導者（義将）とする義兵運動は、彼らが地方の有力者であるだけに農民を中心とする義兵の徴募・動員には一定の影響力を発揮したが、指導者の思想的限界もあって正規軍（“韓国皇帝の軍隊”）との戦闘には脆い面があった。

しかしこの第二次義兵運動の時期には、申翌石(?~1908)のような平民出身のリーダーも現れるようになった。申翌石は、最初300人ほどの農民を率いて義兵運動を始めた農民出身の指導者で、江原道と慶尚道の境にある日月山を拠点にして戦いを続けた。彼の義兵部隊は民衆と結びついた機動力に富むゲリラ戦法で戦い、一時は3千人余りの大勢力となって鎮圧に向かった日本軍を悩まし続けた。

なおこうした抗日義兵運動には、甲午農民戦争期（日本の日清戦争の時期）の東学や義賊集団の活貧党【注14】など朝鮮王朝末期に外国勢力やそれと結託した政府権力（悪徳官吏や国王の軍隊など）と闘ってきた民衆の抵抗運動の歴史と伝統が反映されていた。

*この後、日本による韓国の完全植民地化が決行される1910年8月22日（韓国併合条約調印日）までにはなお数年あり、その間にも検討しておきたいことは多いが、本章は竹島=独島の日本領土編入時期の歴史的背景を検討するのが目的なので、ここでひと区切りとしたい。

7-8 日本への抗議の可能性 (まとめ)

ここまで本章では、隠岐・西郷の漁業者だった中井養三郎が竹島=独島(「リャンコ島」)の領土編入並びに貸下げを請願した1904年から、日本政府による閣議決定と島根県知事の告示が行なわれた1905年、そして韓国政府が鬱島郡守の報告から同島の日本領土編入を知った1906年までの日韓関係を歴史的に検討してきた。そこで明らかになったことは、この3年間で日本の近代史と近代日韓関係史にとって極めて重要な意味を持つ日露戦争の時期であり、歴史の大きな転換期に当たっていたということである。

日露戦争の歴史的意義

日露戦争は、日本とロシアが主に中国東北地方(清帝国の「満洲」)を戦場に行なった戦争であるが、その背景には「露・仏・独」(この3国は日清戦争後の「三国干渉」に関与した国でもある)対「英・米」という欧米における植民地保有大国(いわゆる「帝国主義国家」)同士の対立があった。当時の日本政府は、日英同盟を結ぶことで「英米」陣営の側につくことを選択し、中国(中国=清は当時“眠れる獅子”と呼ばれ半植民地化が進んでいた)に進出して来たロシア勢力を抑えたいと望んでいた英米の支持と支援を受けて日露戦争に踏み切ったのである。その意味で日本は、英米両国に利用されてロシア帝国との「代理戦争」を行い、人的にも財政的にも多大な犠牲を払ったのである。

しかし同じ戦争を日韓関係史の視点から見れば、日本はこの日露戦争の前後で韓国の独立を奪い去り、日本と同じくらい長い歴史と伝統を持つ韓国【注15】を完全な植民地にしてしまったのである。この戦争における日本独自の目的は、日清戦争の時と同じく朝鮮半島に日本の排他的支配権を確立することであったから、その観点からすれば、日本は英米両大国の外交戦略を利用して日本の朝鮮支配にとっての脅威であったロシア勢力を排除することに成功し、さらに英米両国の合意を得て韓国を日本の「保護」下に取り込むことにも成功したのである。その意味では、日本は日露戦争の目的を十分に達成したといえる。



【図10】日露戦争の国際関係を見通した風刺画(ピゴール画集『極東における古き英国』1895年刊より)

外交ルートを通じての抗議

本章で検討してきたように、1906年当時の韓国政府は日本の保護権下に置かれていた(「統監政治」)。韓国には中央官庁としての内部(内務省)とその下の地方行政機関である道(日本の県に相当。長官:観察使)や郡(郡守)は存続していたが、日本との外交交渉を担当すべき外部(外務省)は統監府の設置を受けて廃止されており、韓国政府内に外交を担当する部署はなくなっていた。つまり韓国政府はあったが、韓国が外国と交渉する権限は奪われており、外交機関を窓口とする「外交ルート」は存在しなかったのである。

したがって、ウルルン島の鬱島郡守からの報告を受けた韓国政府が日本政府への抗議をしようと思ったとしても、通常の二国間関係で想定されるような「外交ルート」を通じての抗議は、そのルート自体がなくなっていたことから不可能であった。また翌年(1907年)起きた「ハーグ密使事件」【注16】の顛末が如実に物語っているように、韓国政府が日本以外の外国政府や国際機関等を通して国際社会に直接訴え支援を得たいと望んでも、それが実現できる国際情勢ではなかったのである。

統監府を通じての抗議

その他歴史上の事実としても、独島=竹島の日本領土編入について韓国政府から日本政府に抗議したり、日韓間の問題として取上げたりしたという事実は確認されていない。

たとえば当時の韓国では、伊藤統監が韓国政府の閣僚たちと会合する「韓国施政改善に関する協議会」がほぼ毎週開かれていたが(1906年3月13日に第1回会議。統監が主催)、この協議会の会議録に独島=竹島に関する記録は見当たらないのである【注17】。

当時の韓国では、前年の乙巳保護条約調印(1905年11月17日)以来の日本に対する民族的抵抗運動が全土に広がっており、蜂起した義兵部隊と鎮圧に向かった韓国の警察・軍隊や駐留日本軍部隊との戦闘が各地で起きていた。そんな時代の雰囲気の中で、韓国政府の閣僚たちは、乙巳保護条約に調印しただけでなくその後も日本に協力し続けている「賊臣」「国賊」として非難を浴び、一般国民から孤立しがちであった。彼らは、自分自身や家族の安全のためにも、保護条約の強制によって自分たちを窮地に立たせた日本に協力せざるを得ないという、矛盾に満ちた複雑な境遇に置かれていたのである。

そのような韓国国内の政治情勢を考えれば、韓国政府の閣僚たちが伊藤統監との協議の場で独島=竹島の編入問題を取上げ日本に抗議出来たとは考えにくく、彼らと伊藤統監との協議会の記録にこの編入問題に関する記述が見られないとしても、怪しむに足りないというべきであろう。

独島=竹島編入に対する韓国政府の抗議の意思

しかしこの問題に関連する歴史的事実を別の観点から探してみると、既に「補論4」で

も述べたことだが、次のような諸点を指摘することができる。

- ①独島＝竹島を自己の管轄下にある島と考えていた鬱島郡守が、同島が日本領に編入されたという島根県視察団の話に驚き、そのことを中央政府に急報したという事実。
- ②当時の韓国内の新聞が、鬱島郡守からの報告に関する記事を掲載し（『大韓毎日申報』『皇城新聞』）、そのうち『大韓毎日申報』では〈独島を日本属地と称するのは道理がなく報告は不可解である〉とする内部（内務省）の見解も報道されたという事実。
- ③江原道觀察使署理からの報告に対し参政大臣（首相）が〈独島が日本領になったというのは全く根拠のないことである〉として、事情を再調査して報告するよう指令したという事実（参政大臣の指令は江原道庁からの報告書原本に加筆されて伝存している）。
- ④さらに付け加えるなら、上の新聞記事を読んだと思われる同時代の在野の知識人・^{フアン}黄玼（1855～1910）が『梅泉野録』【注18】の中に次のように書き留めていたという事実も指摘できる。

「独島／距鬱陵島洋東百里、有一島、日独島、旧属鬱陵島、倭人勒称其領地、審査去」（同書・卷之五〔光武10年4月の項〕：『黄玼全集』下卷所収、p.1291）

（大意：独島／鬱陵島から百里離れた東の洋上に一つの島があり、独島という。かつて鬱陵島に属していた。日本人が強引に自国の領地だと称し詳しく調べていった）

*距離について：朝鮮の10里は日本の1里に相当する。また当時この出来事を伝えた『皇城新聞』では「在於外洋百余里外・・・」と報じていた（→補論4参照）。

以上①～④の諸事実から、当時の韓国政府は独島＝竹島の日本領土への編入に対して表立って日本政府に抗議することはなかった（できなかった）が、日本領土への編入については、少なくとも「異議がある」と考えていたことがわかる（そのように推察される）。また当時の韓国の新聞が日本による領土編入の事実を報道できたのは、おそらく韓国政府関係者からの意図的な情報提供、いわゆるリークがあったためと考えられるから、そこに韓国政府の秘められた抗議の意思を見て取ることも可能であろう。

したがってこれまでのことを総合して考えるなら、竹島＝独島の日本領土編入問題について公的な文献・記録に抗議した事実が見出せないからといって韓国政府に“抗議する意思がなかった”と断定することはできず、むしろ抗議する意思はあったが、それが不可能な状況に置かれていたという方が、より真実に近いといえるのではないだろうか。

現在の日本政府は〈竹島＝独島は日本固有の領土であり日本領土への編入は国際法に則って行われた〉として領有権の正当性を主張しているが、ここまでたどって来た1905年前後の日韓関係の歴史的背景を考慮した場合にも、なお自信を持って〈竹島＝独島の編入は正当なものだった〉と言い切れるのだろうか。また私たちは、国民に対して領土編入の国際法上の正当性を語るばかりでその背景にあった歴史的事実の説明を十分に行なおうとしない日本政府の主張を、確信をもって支持できるだろうか。

私たち自身の歴史認識が問われているのだと思う。

【注1】日韓議定書締結のための日韓交渉は、実際には日露戦争開戦前の1903年12月末以来、韓国^{イジョン}の李址鎔外部大臣（外務大臣）と日本の林権助駐韓公使との間で始まっていた。そして1904年1月20日頃には日本の林公使と韓国側の李外相、閔泳喆^{ミンヨンテョク}軍部大臣らとの間で一旦交渉がまとまり、1月23日に調印の運びとなった。しかし日露戦争での韓国の局外中立を強く希望していた高宗皇帝は直前の21日に「厳正中立」の声明を公表し、韓国の局外中立を日本が承認することを議定書調印の条件としたため、それを認めない方針を既に決定していた日本政府との折り合いがつかなくなり、結局日露開戦前の調印は見送りとなったのである。

その後調印された「日韓議定書」は、この1月の議定書案を基にしているものと同じ内容ではなく、日本軍が首都を制圧しているという現実の下で調印されたことから軍用地の収用で日本に便宜を与える等の条文が新たに追加されており、韓国にとってさらに過酷な内容となっていた。

【注2】日本側の交渉担当者であった林権助公使は、韓国政府内部の議定書反対派を切り崩すため硬軟両様の政治工作を精力的に行った。そのうち李址鎔外相（駐日公使の経験を持つ親日派）に対する買取工作については、林公使が〈李外相に1万円を手交し同人の使用に任せた〉と小村外相に報告している例が知られている（1904年1月11日付、林公使から外相宛て電信：『日本外交文書』第37巻1冊、p.334,335）。他方、李容翊度支部大臣のように〈日本がロシアに敗れた場合、日韓議定書がロシアによる韓国侵略の口実に使われる〉として調印に反対する大臣や軍幹部に対しては、翻意させることを断念して強制的に排除する方針をとったのである。

なお李址鎔は、その後1905年11月の乙巳保護条約（第2次日韓協約）締結に際し賛同した一人と目され（内部大臣を務めていた）いわゆる“乙巳五賊”として韓国民衆の怒りを買ったが日本側には重用されて中樞院顧問に任命され、韓国併合後に日本政府から伯爵位を授けられた。

【注3】始興民擾（または民乱）は漢城（ソウル）から漢江を隔てた南方にある始興郡で9月14日に起きた。始興郡守の朴嶋陽が日本軍の人夫募集に際し不正行為を働いたとして民衆が怒り、郡役所に押しかけて郡守とその息子を殺害、連絡を受けて郡守の支援に駆けつけた日本人30余も巻き添えになりそのうちの2人が死亡、4人が負傷したという事件である。なお、韓国の郡守が民衆の怒りの矢面に立たされたのは、郡守の側に不正を働いた等の問題があったにしろ、日韓議定書の規定に基づいて日本軍の人夫徴募を韓国の地方行政機関が行っていたためである。

他方、谷山民擾（民乱）は9月25日に黄海道谷山郡で起きた。日本の臨時軍用鉄道監部が軍用鉄道として建設していた京義鉄道（京城—新義州間。ただし日露戦争中には完成しなかった）の工事を請負った阿川組が、軍衙所在地の谷山へ人夫募集のため出向いたところを何かの行き違いから民衆に襲われ、日本人7人が殺害され1人が行方不明になったという事件である（鄭在貞によれば、最初のきっかけを作ったのは日本人側で、彼らが刀を振り回して韓国の民衆14人を斬ったため、これに憤った人々が日本人7人と韓国人通訳1人を撲殺したのだという：鄭『帝國日本の植民地支配と韓国鉄道』、p.357）。なお事件の報告を受けた駐紮軍司令部は、仁川から歩兵1小隊と憲兵3人を派遣し、容疑者とされた21人を逮捕した。

上の2事件は、いずれも秋の収穫をひかえた繁忙期に日本軍が大規模な労役徴発を行なおうとしたことが引き金となったが、その背景には韓国民衆の日本軍に対する憤りや日本軍の命令に便乗して私腹を肥やす地方官吏への憤りがあったのである（以上の2事件については、金正明編『日